

名古屋市交通局管理規程第 27 号

職務に専念する義務の免除基準に関する規程（昭和 55 年名古屋市交通局管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 12 月 27 日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

第 2 条第 9 号中「又は在籍する学校等の臨時休業等に伴い必要となる当該子の世話」を「、在籍する学校等の臨時休業等に伴い必要となる当該子の世話又は在籍する学校等が実施する行事への参加」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 附則第 3 項の規定による改正後の名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程等の一部を改正する規程（令和 5 年名古屋市交通局管理規程第 5 号）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程等の一部を改正する規程の一部改正）

- 3 名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程等の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「「引き続いて 180 日以内」」を「「引き続いて 90 日以内」」に改め、「、その他の場合については引き続いて 180 日以内」を削る。